

児童手当を受給されている皆様へ

問い合わせ

本庁健康増進課健康係

☎ (56) 2224

総合支所保健福祉課保健係

☎ (58) 7071

◆制度改正により、3歳未満の児童手当が一律月額1万円となります。



児童手当制度の一部改正に伴い、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額が、平成19年4月（6月支給分）から一律月額1万円となります。

※3歳到達後の第1子及び第2子については現行どおりの月額5千円の支給となります。）

なお、受給される人がこの改正によってされる手続きはありません。

詳しい内容については、上記までお問い合わせください。

町営バス割引パスのご案内

問い合わせ

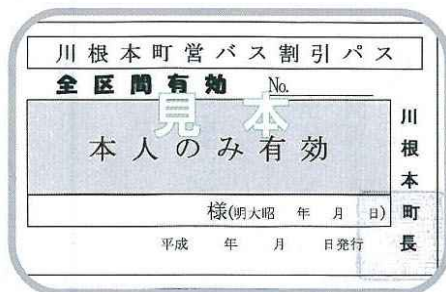
本庁企画環境課企画環境係

☎ (56) 2221

◆役場で発給する町営バスの「割引パス」をご利用ください。

川根本町に住民票のある75歳以上の町営バス利用者の中には、「運賃割引制度」があります。

役場で発給する「町営バス割引パス」をバス運転手に提示すると、通常運賃200円のところを100円でご利用いただけます。ぜひご利用ください。



割引パスの見本です

■町営バス割引パスの発給について

- ①役場本庁2階企画環境課または、総合支所住民課窓口で町営バス割引パスを発給します。
- ②申込書に必要事項（住所、氏名、電話番号、生年月日）をご記入ください。
- ③その場で町営バス割引パスをお渡しします。
- ④印鑑、発給手数料は必要ありません。

詳しい内容については、上記までお問い合わせください。

6月1日は商業統計調査の日です

問い合わせ

本庁企画環境課まちづくり係

☎ (56) 2221

◆6月1日、全国一斉に商業統計調査が行われます。

6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。全国の卸売業、小売業を営む全ての事業所が調査の対象となります。

この調査は、商業の実態を明らかにし、国や都道府県・市区町村における商業の振興、中心市街地の活性化など流通産業施策のための基礎資料となるものです。

5月下旬から調査員が各事業所に伺います。

また、この調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査です。提出された調査票を、統計上の目的以外に使用することはありません。

皆様のご協力をお願いします。

詳しい内容については、上記までお問い合わせください。

調査員が皆様の事業所にお伺いしますので、ご協力ください。

効率的な行政運営実現のため 役場組織を一部変更します



「ひととまち みんなが主役のふるさとづくり」の推進のため策定された川根本町行政改革大綱。この大綱に掲げる「行財政改革」の実現のため、平成19年度から役場の組織を一部変更します。

行財政改革の推進を図るため「行財政改革推進室」を設置しました。

平成18年10月に策定した「町行政改革大綱」に基づく実施計画の推進を図るため、新たに「行財政改革推進室」が設置され、3人の職員を配置しました。

効率の良い行政運営推進のため役場事務事業の整理・合理化と機構改革、財政健全化のための経常経費の削減などに取り組みます。

地方自治法の改正により収入役制度が廃止されました。

特別職の収入役を廃止し、一般職の会計管理者を配置しました。

本庁総務課行政係
☎(56) 2220

この「会計管理者」は出納室長が兼務することになります。

地方自治法の改正により助役の名称を改め「副町長」とし、定数を1人としました。

助役の名称を副町長に改め、副町長の定数を1人としました。法律上の名称は副町長となりますが、呼称として「助役」を用いることは今までと変わりありません。

平成19年度役場職員の人事異動の状況をお知らせします。

平成19年度の人事異動対象者は60人となりました。(係長以上の異動者は26人)

新年度の役場職員の配置表を次のページに掲載しましたので、来庁の際やお問い合わせの際にご利用ください。